

昭和放課後児童クラブ

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

昭和放課後児童クラブ

袖ヶ浦市坂戸市場 1 4 3 1 番地

(2) 設置目的

保護者が就労等により昼間家庭にいないことにより、小学校の放課後等に適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 放課後児童健全育成事業の実施に関する次に掲げる業務

(ア) 放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な業務

(イ) 昭和放課後児童クラブの利用の承認に関する業務

(ウ) 昭和放課後児童クラブの利用料金の収納に関する業務

(エ) 上記に掲げるもののほか、昭和放課後児童クラブの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

イ 昭和放課後児童クラブの施設管理全般に関する業務

ウ 昭和放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

2 非公募により指名した理由

放課後児童クラブは、全国的に支援員等の人材確保と雇用の安定化が課題となっているほか、利用者の多くが低学年児童であることを踏まえ、その指定管理者については、大きな環境の変化が生じないよう、安定的な雇用により保育の質の維持、向上が図られ、子どもが安心して過ごせるよう保護者と連携を図りながら信頼関係を確保できる団体が適当である。

また、昭和小学校区は、本施設と民間の放課後児童クラブ 3 施設で利用調整を行いながら定員を確保しており、イベントの合同開催や学校施設の活用において連携を図っている。

以上により、これまで昭和放課後児童クラブを適正かつ安定的に運営し、児童と保護者及び地域との信頼関係が構築されている N P O 法人キッズパレットを指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	N P O 法人キッズパレット
所 在 地	袖ヶ浦市坂戸市場 1 3 9 2 番地 1
設立年月日	平成 2 4 年 1 月 2 5 日
資 本 金	－
従 業 員 数	7 4 人 ※令和 7 年 1 1 月 1 日時点
主たる業務 内容	1 放課後児童健全育成事業 2 児童及び生徒の健全育成事業 3 その他この法人の目的を達成するために必要な 事業

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

児童の健全な育成、遊び及び生活の支援を行う場として、保護者や学校、地域と連携し、児童にとっての最善を考える学童保育を目指し運営する。

併せて、保護者の就労支援及び子育て支援に寄与することで、総合的に「人が育ちあう場」を作ることとを目的とした管理運営を行う。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度	8 , 0 3 4 千円
令和 9 年度	8 , 3 4 2 千円
令和 1 0 年度	8 , 6 4 6 千円
令和 1 1 年度	8 , 9 5 2 千円
令和 1 2 年度	9 , 2 6 1 千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和 7 年 1 0 月 6 日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 7 号。以下「指定手続条例」という。）第 5 条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設

担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めたため、NPO法人キッズパレットを指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を昭和放課後児童クラブの指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：昭和放課後児童クラブ【非公募】

応募団体：N P O 法人キッズパレット

評 価 点 数	1 6 0 点	
上記評価に対する	適 正	不適正
選定委員会の判定	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (指定手続条例第5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 (指定手続条例第5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図るための具体的な手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図るための具体的な手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法	31		0	17	24	31	17
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20		失格/0	12	16	20	12
	オ 管理に係る経費の縮減効果	25		失格/0	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足る人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30		0	18	24	30	18
	ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	29
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	160

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（149点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。